

法第13条及び省令第4条に基づく書面

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合(土木工事等)

- | | | |
|-------|---|-------|
| 1 | 再資源化等に要する費用(直接工事費) | 円(税抜) |
| | (注)運搬費を含む。 | |
| <hr/> | | |
| 2 | 解体工事に要する費用(直接工事費) | 円(税抜) |
| | (注)解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
仮設費及び運搬費は含まない。 | |
| <hr/> | | |

3 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

[illegible]